

# 強化委員会規程

## 第1条 (目的)

この規程は、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）会則第3条の目的達成のため、加盟団体に所属する会員の技術の向上及び連盟より派遣する中央大会等の参加代表選手の選手選定と強化に関し、必要な事項を定め連盟の発展に寄与することを目的とする。

## 第2条 (事業)

強化委員会（以下「本会」という。）は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 技術向上と高度な技術研究のための練習会
- (2) 合宿練習等による選手の強化
- (3) 選手の各種中央大会への派遣
- (4) ランキングの決定及び公表
- (5) その他、本会の目的達成上必要な事業

## 第3条 (選手の選定)

前条の対象となる選手の選定は、別に定める「中央大会派遣選手選考に関する細則」及び「ランキングに関する細則」により強化委員会で決定する。

## 第4条 (役員)

本会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名以内
委員	若干名

## 第5条 (役員を選出)

役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、代議員会の承認を得て、会長推薦理事を充てる。
- (2) 副委員長は、理事長の承認を得て、委員の中から委員長が選出する。
- (3) 委員は、支部等から選出された者及び委員長が推薦する者で理事長の承認を得た者による。但し、中・高体連の選手強化関係者は各5名以内とする。

## 第6条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

## 第7条 (審議)

本会は委員長が招集し審議する。附議する事項は、事業内容、予算、決算、その他必要と認められる事項とする。

## 第8条 (報告)

本会の事業結果及び審議結果等は、委員長が連盟理事会において報告するものとする。

## 第9条 (派遣選手)

中央大会等派遣選手の選考については、別に定める「中央大会派遣選手選考に関する細則」により強化委員会で審議決定し、連盟ホームページで報告する。

#### **第10条（ランキング）**

ランキングは、別に定める「ランキングに関する細則」により本会で審議し、理事会及び代議員会において報告する。

#### **第11条（経費の支弁）**

1. 本会の経費は、連盟より支給される年間予算で支弁する。
2. 次の収入は、連盟会計に繰り入れる。

（1）交付金及び補助金

#### **第12条（会計年度）**

会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

#### **第13条（事務局）**

本会の事務を処理するため委員長の定める所に事務局を置くことができる。

#### **第14条（事務局員の任免）**

事務局には、事務局員を置き事務を執行する。その任免は委員長が行う。

#### **第15条（強化コーチ）**

本会の業務遂行にあたり強化コーチを若干おくことができる。強化コーチは、本会で選任し委員長が委嘱する。

#### **第16条（会議の出席）**

強化コーチは、会議に出席し意見を述べることができる。

#### **第17条（規程の改廃）**

この規程の改廃等については、連盟理事会の議決による。

# 中央大会派遣選手選考に関する細則

## 第1条(目的)

この細則は、強化委員会規程第9条に基づき中央大会等の選手の派遣に関し、必要な事項を定める。

## 第2条(中央大会とは)

中央大会とは、国民体育大会(以下、「国体」という。)及び日本スポーツマスターズ大会(以下「マスターズ」という。)並びに日本ソフトテニス連盟、東日本ソフトテニス連盟及び関東ソフトテニス連盟が主催する大会とする。

## 第3条(国体の監督、コーチ、トレーナー及び選手)

1. 国体代表監督、コーチ、トレーナー及び選手の決定は本条第2項から第4項のとおりとする。
2. 監督・コーチ・トレーナーは、強化委員会の推薦により、千葉県競技力向上本部の承認を得たものとし、理事会で報告する。
3. 成年男子、成年女子の選手は、次の各号による。

(1) 県選手権大会における男子ダブルス上位4ペア以内、女子ダブルス上位2ペア以内及び県民大会第二部における男子ダブルス上位4ペア以内及びシングルス上位2名以内、女子ダブルス上位2ペア以内及びシングルス上位2名以内に強化委員会より推薦する数ペアを加え予選会を行う。

(2) 強化委員会より推薦する選手の推薦基準は次による。

ア、過去2年以内に、日本を代表する選手として出場した者。

イ、前年4月以降に、全日本総合選手権 16本以内

全日本社会人選手権大会 8本以内

全日本学生選手権 8本以内

東・西日本選手権 8本以内に入った選手。

ウ、監督、コーチが推薦する選手。

(3) 予選会で選抜された候補選手により、監督は随時強化練習やリーグ戦を計画し、その成績により男子5名、女子5名を選抜する。

(4) 選抜された男子5名、女子5名の選手は強化委員会の推薦により、千葉県競技力向上本部の承認を得たものを代表選手として決定する。

4. 少年男子、少年女子の選手は、次の各号による。

(1) 全国総体千葉県予選会上位8ペアと監督が推薦する19歳未満の勤労者、高専、定時制高校生及び中体連の選手を加え、選考会を行い10名程度選抜する。

(2) 選抜された選手により、監督は随時強化練習やリーグ戦を計画し、その成績により男子5名、女子5名を選抜する。

(3) 選抜された男子5名、女子5名の選手は強化委員会の推薦により、千葉県競技力向上本部の承認を得たものを代表選手として決定する。

## 第4条(マスターズへの選手派遣)

1. 選手の決定は、本条第2項及び第3項のとおりとする。

2. 男子35・女子35、男子45・女子45の選手は、次の各号による。
  - (1) 県選手権大会における上位2ペア以内、県民大会第二部における上位2ペア以内に強化委員会より推薦する数ペアを加え予選会を行う。
  - (2) 予選会で選抜されたペアにより、監督は随時強化練習やリーグ戦を計画し、その成績により各1ペアを選抜し、強化委員会で審議し決定する。
3. 混合の男子45歳以上、女子35歳以上のペアは、強化委員会で審議し決定する。
4. 監督は決定した選手の中から選出することを原則とするが、決定選手の意向により別に監督を置くことができることとする。その場合は、強化委員会で推薦し決定する。

#### **第5条（中央大会への選手派遣）**

国体、マスターズ以外の中央大会への選手派遣について、出場制限ペア数を申込者がうわまわる場合は次により派遣選手を決定する。

- (1) 前年度中央大会における上位入賞者で当該年度の大会のシード予定者を優先する。
- (2) 当該年度の県選手権および各種大会の成績又は前年度県ランキング等を基準に決定する。
- (3) その他については、強化委員会の決定による。

## ランキングに関する細則

### 第1条 (目的)

強化委員会規程第10条にもとづきランキングの決定に関し必要な事項を定める。

### 第2条 (種別)

ランキングの種別は一般、35・45、シニア50・55・60・65・70・75、高校、中学、小学生の各男女とする。

### 第3条 (ランキングの数)

ランキングは一般男子、高校男子、女子、中学男子、女子は10位までとし、その他は5位までとするが、チーム数の関係で3位までとすることもある。

### 第4条 (ランキングの点数)

大会のランキング資料の点数は次のとおりとする。

#### (1) 一般男女・35男女・45男女・シニア男女

	県選手権	全日本選手権	全日本社会人・全日本シニア・ 東日本の各選手権	関東選手権
第1位	100	80	60	40
第2位	80	60	40	20
第3位	60	40	20	10
第5位	40	20	10	6
ベスト16	20	10	8	4
ベスト32	10	8	6	2

- ・但し、県選手権不参加の場合は対象外とする。
- ・点数加算について各大会一般ベスト32、35・45・シニアはベスト16までとする。
- ・ペアのいずれか県選手権以外の大会で得点した場合は2分の1点とする。

#### (2) 高校男子・高校女子

- ・千葉県高体連ランキング基準による。

#### (3) 中学男子・中学女子

- ・千葉県中体連ランキング基準による。

#### (4) 小学生男子・女子

- ・小学生委員会ランキング基準による。